平成29年3月28日

告示第175号

改正 平成30年3月1日告示第107号

平成31年3月22日告示第158号

令和2年3月23日告示第130号

令和3年3月22日告示第151号

〔この改正で題名改正〕

令和3年4月23日告示第297号

令和4年3月24日告示第128号

令和5年3月24日告示第133号

令和6年3月25日告示第141号

令和7年3月28日告示第160号

(目的等)

- 第1条 この要綱は、市内の住宅に太陽光発電システムその他の地球温暖化対策に資するシステムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、住宅における再生可能エネルギーの導入並びにエネルギー利用の最適化及び効率化を図り、もって脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に 定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「対象システム」とは、別表第1から別表第6までに規定する太陽 光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池システム、定置型リチウムイオン蓄電池シ ステム、ZEHを構成するシステム(以下「ZEHシステム」という。)又は昼間沸上げ機 能付きヒートポンプ給湯器システムであって、未使用のものをいう。
- 2 この要綱において「ZEH」とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支が零となることを目指した住宅をいう。

- 3 この要綱において「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づく期間の中途に おいて当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、 リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受すること ができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなる ものをいう。
- 4 この要綱において「所有権移転ファイナンス・リース取引」とは、ファイナンス・リース 取引のうち、リース契約上の諸条件に照らして、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭 和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間終 了前に、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件及び別表第1から別表第6までに定める補助対象者の要件を満たす者とする。ただし、補助対象者が、リース業者で、本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。)に自ら居住する者を対象に、対象システムのリースを行うものに該当する場合は、次に掲げる全ての要件及び別表第1から別表第6までに定める補助対象者の要件を満たす者であって、リース契約の相手方が次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。
 - (1) 市税の滞納がないこと。
 - (2) 対象システムを設置する住宅に、本市から補助金の交付を受けて当該システムを設置したことがないこと。

(補助対象経費)

第4条 対象システムのうち太陽熱利用システム及び燃料電池システムに係る補助金の交付の 対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2及び別表第3に定めるとお りとする。

(補助金交付の条件)

- 第5条 補助金の交付を受ける者がリース業者である場合は、対象システムに係る月々のリー ス料金に補助金相当額分を反映し、値下げする措置を行わなければならない。
- 2 ZEHシステムに係る補助金の交付を受けた場合は、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池システム及び昼間沸上げ機能付きヒートポンプ給湯器システムは交付の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1から別表第6までの規定により算出して得た額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第7条 対象システムに係る補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 次の各号に掲げる対象システムの区分に応じて、当該各号に定める日までに市長に申請しな ければならない。
- (1)太陽光発電システム 設置に係る契約締結の日から90日を経過する日(工事着手前に限る。)
- (2) 太陽熱利用システム、燃料電池システム、定置型リチウムイオン蓄電池システム及び昼間 沸上げ機能付きヒートポンプ給湯器システム 保証書の写し又は引渡証明書に記載された設 置の日から90日を経過する日
- (3) ZEHシステム 引渡しを受けた日から90日を経過する日
- 2 前項の規定による申請においては、次に掲げる書類及び別表第1から別表第6までに規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、太陽光発電システムにあっては第3号、第4号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を、太陽光発電システムを除く対象システムにあっては第2号に掲げる書類を、太陽光発電システム及びZEHシステムを除く対象システムにおいて第12号に掲げる書類に記載された住所が対象システムの設置場所と同一の場合にあっては第13号に掲げる書類を、ZEHシステムにあっては第3号、第4号及び第6号に掲げる書類を、それぞれ省略することができる。
 - (1) 対象システムを設置する所在地が分かる図面
 - (2) 対象システムの設置前の建築物全体が確認できるカラー写真
 - (3) 対象システムの設置予定場所が確認できる当該対象システム設置前の状況を示すカラー写真
 - (4) 対象システム設置後の建築物全体及び設置場所が確認できるカラー写真(定置型リチウムイオン蓄電池システムにあっては品名番号を、燃料電池システム及び昼間沸上げ機能付きヒートポンプ給湯器システムにあっては品名番号及び製造番号を確認できるものであること。)

- (5) 契約書(太陽光発電システムにあっては対象システムの設置に係る費用の内訳、太陽電池モジュールの型番及び設置枚数並びにパワーコンディショナーの型番及び設置数が明記されているものであって、契約の締結日が交付申請書を提出する日の属する年度の4月1日以後及びシステムを設置する戸建住宅への居住日以後のものに限り、定置型リチウムイオン蓄電池システム及び昼間沸上げ機能付きヒートポンプ給湯器システムにあっては対象システムの設置に係る費用の内訳が明記されているものに限り、太陽熱利用システム、燃料電池システム及びZEHシステムにあっては対象システムの設置に係る費用の内訳及び対象システムの品名番号が明記されているものに限る。)の写し
- (6) 対象システムの設置に係る領収書等費用を証する書類の写し
- (7) 費用内訳書(第5号又は第6号に掲げる書類に補助対象経費が明記されていない場合 に限る。)
- (8) 割賦販売契約書その他割賦販売契約の内容を証する書類の写し(割賦販売を行う場合に限る。)
- (9) 対象システムに係るリース料金の算定根拠が明示されている書類(リース業者の申請の場合に限る。)
- (10) 対象システムの導入に必要な経費が確認できる書類(対象システムの本体費と工事 費の内訳が明記されているものに限る。)の写し(リース業者の申請の場合に限る。)
- (11) 所有権移転に係る誓約・同意書(リース業者の申請の場合であって、所有権移転ファイナンス・リース取引の場合に限る。)
- (12) 市税の滞納がないことを証明する書面
- (13) 住民票の写し(個人の申請の場合に限る。)
- (14) 法人の登記事項証明書(リース業者の申請の場合に限る。)
- (15) 前各号に掲げるもの及び別表第1から別表第6までに規定するもののほか、市長が 必要と認める書類
- 3 前項第12号から第14号までに掲げる添付書類は、太陽光発電システムにおいては前項 第5号の契約の締結日以後に、その他の対象システムにおいては設置日以後に交付されたも のに限る。
- 4 申請者がリース業者である場合における第2項第12号から第14号までに掲げる添付書 類は、申請者及びリース契約の相手方のものとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適 否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(変更等の届出)

第9条 太陽光発電システムの導入に当たり、前条の規定により交付決定を受けた者(以下「太陽光発電システム交付決定者」という。)は、交付申請書の内容を変更するとき、又は本事業を中止しようとするときは、所定の変更等届出書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 太陽光発電システム交付決定者は、対象システムを設置した日(電力会社との余剰電力の受給契約が結ばれていることが分かる書類に記載された受給開始日又は引渡証明書に記載された設置日)から90日を経過する日又は第8条の交付決定通知書の通知日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 一般送配電会社の電力系統への系統連系に係る接続契約が結ばれていることが分かる 書類の写し(対象システム設置に係る契約の締結日以後に一般送配電会社へ申請したもの に限る。)
 - (2) 電力会社との余剰電力の受給契約が結ばれていることが分かる書類の写し又は引渡証明書
 - (3) 太陽電池モジュールの最大出力の値を証する書類の写し
 - (4) 対象システムの設置前の設置予定場所が確認できるカラー写真
 - (5) 対象システム設置後の建築物全体及び設置場所が確認できるカラー写真(太陽電池モジュールの設置枚数を確認できるものであること。)
 - (6) パワーコンディショナーの定格出力値が分かる写真
 - (7) 対象システムの設置に係る領収書等費用を証する書類の写し
 - (8) 太陽電池モジュールからの配線を住宅側へ引き込んだ箇所が分かるカラー写真(住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合に限る。)
 - (9) 割賦販売契約書その他割賦販売契約の内容を証する書類の写し(割賦販売を行う場合に限る。)

- (10) 所有権移転に係る誓約・同意書(リース業者の申請の場合であって、所有権移転ファイナンス・リース取引の場合に限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(交付の確定等)
- 第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付決定時の金額を上限として交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 第8条の規定により交付決定を受けた者(太陽光発電システム交付決定者を除く。) 又は前条の規定により補助金の額の確定を受けた者(太陽光発電システム交付決定者に限る。)(以下これらを「補助事業者」という。)は、速やかに市長に所定の請求書により補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

(財産の処分及び管理)

- 第13条 補助事業者は、この補助事業により取得した対象システムを、法定耐用年数の期間 終了前(ZEHシステムにあっては引渡しを受けた日から6年を経過する日以前)に、補助 金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするとき は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も、善良なる管理者の注意をもって管理するととも に、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、災害そ の他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、対象システムが毀損し、又は紛 失したときは、この限りではない。
- 3 補助事業者が、所有権移転ファイナンス・リース取引の契約を締結した場合において、当該所有権が移転した日以後、当該契約の相手方は、法定耐用年数の期間終了前に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者が、所有権移転ファイナンス・リース取引の契約を締結した場合において、当該所有権が移転した日以後、当該契約の相手方は、補助事業が完了した後も、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、災害その他当該契約の相手方の責めに帰することのできない理由により、対象システムが毀損し、又は紛失したときは、この限りでない。

(調査)

第14条 市長は、この要綱を施行するために必要な限度において、補助事業者及びリース契約の相手方に対し、必要な調査を行うことができる。

(協力要請)

第15条 市長は、補助事業者及びリース契約の相手方に対し、この要綱の目的を達成するために実施する市の施策の協力要請を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 倉敷市戸建住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成16年倉敷市告示第118号)
 - (2) 倉敷市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱(平成27年倉敷市告示第 142号)
 - (3) 倉敷市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付要綱(平成28年倉敷市告示第543号)

(平成30年7月豪雨災害に係る特例)

- 3 平成30年7月豪雨(以下「豪雨」という。)により被災した住宅(全壊、大規模半壊又は半壊に限る。以下「被災住宅」という。)において、本市から補助金の交付を受けて設置した対象システムが豪雨により滅失し、又は使用不能となったため、対象システムを再度設置する場合の補助金の交付については、第3条第1項第2号並びに同条第2項及び第3項の規定は適用しない。
- 4 平成30年7月5日から平成31年3月31日までの間に被災住宅に対象システムを設置した場合の第7条第1項の規定の適用については、同項中「対象システムを設置した日(太陽光発電システムにあっては電力会社との電力受給契約書の写しに記載された受給開始日、太陽熱利用システム、燃料電池システム及び定置型リチウムイオン蓄電池システムにあって

は保証書の写し又は工事施工証明書に記載された設置日とする。)から60日以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と、同項第12号中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの、被災住宅に係るり災証明書」とする。

- 5 本市から補助金の交付を受けて設置した対象システムが豪雨により滅失し、又は使用不能となったため、平成31年4月1日以後に被災住宅に対象システムを再度設置する場合の第7条第1項の規定の適用については、同項中「)から60日以内」とあるのは「以下この項において同じ。)から60日以内又は対象システムを設置した日の属する年度の末日のいずれか早い日まで」と、同項第12号中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの、被災住宅に係るり災証明書」とする。
- 6 平成30年7月5日から平成31年3月31日までの間に被災住宅に代わる住宅(現に居住する住宅に限る。以下「建替住宅」という。)を市内に建築した場合であって、被災住宅に太陽光発電システムが設置されており、かつ、建替住宅にも太陽光発電システムを設置したときの第7条第1項及び別表第1の規定の適用については、同項中「対象システムを設置した日(太陽光発電システムにあっては電力会社との電力受給契約書の写しに記載された受給開始日、太陽熱利用システム、燃料電池システム及び定置型リチウムイオン蓄電池システムにあっては保証書の写し又は工事施工証明書に記載された設置日とする。)から60日以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と、「別表第1から別表第4まで」とあるのは「別表第1」と、同項第12号中「及び別表第1から別表第4まで」とあるのは「、被災住宅のり災証明書、被災住宅に太陽光発電システムを設置していたことを証する書類及び別表第1、と、別表第1補助対象者の項中「除く」とあるのは「含む」とする。
- 7 平成31年4月1日以後に被災住宅に代わる建替住宅を市内に建築する場合であって、被 災住宅に太陽光発電システムが設置されており、かつ、建替住宅においても入居前に新築工 事の一環で太陽光発電システムを設置するときの第7条第1項及び別表第1の規定の適用に ついては、同項中「対象システムを設置した日(太陽光発電システムにあっては電力会社と の余剰電力の受給契約が結ばれていることが分かる書類に記載された受給開始日、太陽熱利 用システム、燃料電池システム及び定置型リチウムイオン蓄電池システムにあっては保証書 の写し又は工事施工証明書に記載された設置日とする。)から60日以内」とあるのは「電 力会社との余剰電力の受給契約が結ばれていることが分かる書類に記載された受給開始日か ら60日以内又は当該受給開始日の属する年度の末日のいずれか早い日まで」と、「別表第

1から別表第4まで」とあるのは「別表第1」と、同項第12号中「及び別表第1から別表第4まで」とあるのは「、被災住宅のり災証明書、被災住宅に太陽光発電システムを設置していたことを証する書類及び別表第1」と、別表第1補助対象者の項中「除く」とあるのは「含む」とする。

附 則(平成30年3月1日告示第107号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成31年3月22日告示第158号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日告示第130号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の倉敷市創工ネ・低炭素住宅促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月22日告示第151号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の倉敷市創工ネ・脱炭素住宅促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月23日告示第297号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月24日告示第128号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日告示第133号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日告示第141号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日告示第160号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 太陽光発電システム (第2条、第3条、第6条、第7条、第9条関係)

対象システム	住宅の屋根等への設置に適していること。
補助対象者	次の各号に掲げる要件を全て満たす者
	(1) 次のいずれかに該当する者(入居前に新築工事の一環で対象システム
	を設置する者を除く。)
	ア 自ら居住する本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。)に自己の所
	有に係る対象システムを設置する者
	イ リース業者で、本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。) に自ら居
	住する者を対象に、対象システムのリースを行うもの
	(2) 電力会社と受給契約を締結し、かつ、余剰電力の受給契約を結んでい
	る者
補助金の額	2万円に対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の値又は、
	パワーコンディショナーの出力合計値のいずれか低い値(出力の単位はキロ
	ワットとし、その値に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨
	て、その値が4キロワットを超えるときは4キロワットとする。)を乗じて
	得た額
交付申請に係る	太陽光モジュール及びパワーコンディショナーの定格出力を証する書面
添付書類	

別表第2 太陽熱利用システム (第2条―第4条、第6条、第7条関係)

対象システム	次に掲	引げる要件の全てを満たす太陽熱利用システムとする。
	(1)	次のいずれかに該当すること。
	ア	自然循環型太陽熱温水器
	イ	強制循環型太陽熱利用システム

	ウ 補助熱源一体型太陽熱利用システム
	(2) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品として認定を受けたシス
	テムであること。
補助対象者	次のいずれかに該当する者
	(1) 自ら居住する本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。)に自己の所
	有に係る対象システムを設置する者
	(2) リース業者で、本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。)に自ら居
	住する者を対象に、対象システムのリースを行うもの
補助対象経費	対象システムの購入費及び設置費の合計額(消費税及び地方消費税を除く。)
補助金の額	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額
補助限度額	3万円
添付書類	対象システムの保証書の写し又は引渡証明書

別表第3 燃料電池システム (第2条―第4条、第6条、第7条関係)

対象システム	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成される燃料電池システムであ
	ること。
補助対象者	次のいずれかに該当する者
	(1) 自ら居住する本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。)に自己の所
	有に係る対象システムを設置する者
	(2) リース業者で、本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。) に自ら居
	住する者を対象に、対象システムのリースを行うもの
補助対象経費	次に掲げる費用の合計額(消費税及び地方消費税を除く。)
	(1) 燃料電池ユニット 燃料電池ユニット本体及び特殊排気カバーの購入
	費用、寒冷地及び塩害の対策に係る費用
	(2) 貯湯ユニット 貯湯ユニット本体及び特殊排気カバーの購入費用、寒
	冷地及び塩害の対策に係る費用
	(3) 附属品 貯湯槽分離型バックアップ給湯器、台所リモコン、風呂リモ
	コン及び配管カバーに係る費用
補助金の額	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額

補助限度額	7万円
添付書類	対象システムの保証書の写し又は引渡証明書

別表第4 定置型リチウムイオン蓄電池システム(第2条、第3条、第6条、第7条関係)

対象システム	リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディ
	ショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された定置
	型リチウムイオン蓄電池システムであること。
補助対象者	次のいずれかに該当する者
	(1) 自ら居住する本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。)に自己の所
	有に係る対象システムを設置する者
	(2) リース業者で、本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。)に自ら居
	住する者を対象に、対象システムのリースを行うもの
補助金の額	1万円に定置型リチウムイオン蓄電池システムの初期実効容量の値(容量の
	単位はキロワット時とし、その値に小数点以下2位未満の端数があるときは
	これを切り捨て、その値が6キロワット時を超えるときは6キロワット時と
	する。)を乗じて得た額
添付書類	(1) 対象システムの保証書の写し又は引渡証明書
	(2) 対象システムのリチウムイオン蓄電池部の初期実効容量を特定できる
	書面

別表第5 ΖΕΗシステム (第2条、第3条、第6条、第7条関係)

対象システム	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53
	号) 及び建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項
	及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業
	者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)に定められた
	第三者による評価の一つである一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運営
	する建築物省エネルギー性能表示制度(以下「BELS」という。)におい
	て、太陽光発電システム等の利用により、住宅の一次エネルギー消費量(建
	築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土
	交通省令第1号)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量を

	いう。) が零以下である旨の評価を受けた Z E H を構成するシステムである
	こと。
補助対象者	自ら居住する本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む。) に自己の所有に係
	る対象システムを設置する者
補助金の額	20万円
添付書類	(1) 工事前及び工事完了後のカラー写真
	(2) 工事代金の支払い及び対象システムの引渡しを受けたことを証する書
	類の写し
	(3) BELS評価書(BELSに基づいて省エネルギー性能の評価及び表
	示を行ったものをいう。)の写し
	(4) BELSに係る申請に当たり使用したエネルギー計算書の写し

別表第6 昼間沸上げ機能付きヒートポンプ給湯器システム(第2条、第3条、第6条、第7 条関係)

対象システム	貯湯ユニット及びヒートポンプユニット等から構成される家庭用ヒートポン
	プ給湯器システムであって、メーカー標準仕様により沸上げ時間帯を日中に
	設定できる機能を有するシステムであること。
補助対象者	次のいずれかに該当する者
	(1) 次の各号に掲げる要件を全て満たす者
	ア 自ら居住する本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む)に自己の所有
	に係る対象システムを設置する者
	イ 自ら居住する本市内の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む)に太陽光発電
	システムを設置(リースを含む。) し、当該システムで発電した電力を
	当該住宅で自ら消費している者
	(2) リース業者で、(1)に該当する者(市税の滞納がない者に限る。)
	を対象に、対象システムのリースを行うもの
補助金の額	3万円
添付書類	(1) 対象システムの保証書の写し又は引渡証明書
	(2) 対象システムがメーカー標準仕様により沸上げ時間帯を日中に設定で

きる機能を有するシステムであることを特定できる書面

(3) 対象システムを設置する住宅に太陽光発電システムが設置されている ことを示すカラー写真